

第5期介護保険事業計画期間中の地域包括支援センター 委託先法人の選定について(案)

1 これまでの委託方針

- (1) 第3期計画（H18年度～20年度）… 介護保険制度の改正により地域包括支援センター創設
 - ・平成18年4月、直営の地域包括支援センター3か所設置。既存の在宅介護支援センターを、順次、地域包括支援センターへ移行する方針。
 - ・平成19年1月、直営センターの担当区域を分割し、公募により選定した法人に委託し、新たなセンター6か所設置し、継続して委託。
- (2) 第4期計画（H21年度～23年度）
 - ・各区域における高齢者に対する支援の継続性や地域の関係機関とのネットワーク構築などの運営実績を踏まえ、地域包括支援センター運営協議会で事業内容を評価し適正に運営を行っていることが認められることを条件に、受託意向のある法人に継続して委託。
 - ・平成21年10月、既存センターの担当区域を分割し、公募により選定した法人に委託し、新たなセンター3か所設置し、継続して委託。
 - ・平成22年度からセンターの業務評価（自己評価）を試行。

2 第5期介護保険事業計画期間中（H24年度～26年度）の委託先法人の選定方針

(1) 委託先法人の選定

- ・各センターは、これまで地域や関係機関との連携を深めながら地域における高齢者の総合相談窓口として着実に実績を重ねており、地域に定着している。
- ・次期計画では、地域包括ケアを支える地域の拠点としてのセンターの役割を強化していくこととしており、地域や関係機関との継続した取組みが必要である。
- ・センターの業務評価を本格実施し、運営協議会においてセンターの事業内容を総合的に評価する。
- ・次期計画に基づき、地域包括支援センターを整備（増設）する。
以上のことから、委託先法人の選定に当たっての方針を次のとおりとする。

【委託先法人の選定方針】

- ・現在の受託法人が継続して受託意向のある場合は、運営協議会において総合的な評価をした上で、継続して委託先法人とする。ただし、法令等に違反した場合や運営協議会が著しく不適当と認めた場合は、この限りでない。
- ・センターの新設に伴い担当区域を変更する場合に、変更後の区域に所在している既存の地域包括支援センターを運営する法人が、変更後の区域を受託する意向がある場合は継続して当該区域の委託先法人とする。
- ・センターを新設する区域又は継続受託の意向がない法人の区域は、公募により委託先法人を選定する。

(2) 委託期間

- ・契約期間は年度ごととし、次期計画期間中は上記選定方針のとおりとする。
- ・平成27年度以降の選定方針は、第6期計画策定時に改めて検討する。